

## 大阪市告示第72号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年1月23日

大阪市長 横山英幸

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ長吉出戸店

大阪市平野区長吉出戸六丁目496番12

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川 裕一郎

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

#### (3) 変更事項

##### ① 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称) ケーズデンキ長吉出戸店

大阪市平野区長吉出戸六丁目496番12

(変更後)

ケーズデンキ長吉出戸店

大阪市平野区長吉出戸六丁目496番12

##### ② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本 正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(変更後)

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川 裕一郎

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

- ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本 正彦

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(変更後)

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川 裕一郎

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(4) 変更年月日

- ① 令和5年12月1日
- ② 令和7年6月19日
- ③ 令和7年6月19日

2 届出年月日

令和7年12月25日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T C ビルO's棟南館4階

(2) 期間

令和8年1月23日(金)から令和8年5月25日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 8 年 5 月 25 日（月）

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）